

平成 23 年度 指定管理者監査結果報告書

第一 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第二 監査の対象

公の施設 羽村市スイミングセンター
指定管理者 大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会
所管課 教育部スポーツ振興課（旧体育課）、総務部契約管財課（旧契約課）

第三 監査の範囲

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第四 監査の期間

平成 23 年 10 月 26 日から平成 23 年 12 月 28 日まで
説明聴取日 平成 23 年 11 月 18 日

第五 監査の主眼

- 1 所管課
 - (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
 - (2) 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
 - (3) 協定等の締結は、適正に行われているか。
 - (4) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
 - (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
 - (6) 業務の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- 2 指定管理者
 - (1) 施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
 - (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
 - (3) 会計処理は適正になされているか。
 - (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
 - (5) 利用料金の設定は適正になされているか。
 - (6) 収納事務は適正に行われているか。
 - (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第六 監査の方法

監査にあたっては、「第五 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

第七 監査の結果

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

羽村市スイミングセンター

1 対象施設の概要

(1) 名 称 羽村市スイミングセンター

(2) 所 在 地 羽村市五ノ神 319 番地 3

(3) 開 設 平成 3 年 2 月 10 日

(4) 施設の概要

① 敷地面積 7,433.780m²

② 建築面積 2,249.890m²

③ 延床面積 3,229.826m²

④ 建物の概要 鉄筋コンクリート造り 2 階建

1 階 2,184.612 m² エントランスホール、談話ホール、プール室他

2 階 1,045.214 m² ホール、トレーニングルーム、観覧場他

(5) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市スイミングセンターは、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、施設の管理を行っている。

・指定期間【第 1 期】平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日（4 年）

指定管理者：大和興産株式会社

：特定非営利活動法人羽村市体育協会

・指定期間【第 2 期】平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（2 年）

指定管理者：大和興産株式会社

：特定非営利活動法人羽村市体育協会

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市スイミングセンター（以下「スイミングセンター」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、上記 1 の(5)に記すとおりであるが、第 1 期の指定期間が満了するにあたり、教育委員会では、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、スイミングセンターの指定管理者に大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会を選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成 21 年 9 月 25 日	公募の告示 市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
10 月 2 日	応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会を開催
7 日	質問受付終了
9 日	質問の回答を市ホームページ上に掲載
13 日	申請受付開始
20 日	申請締切（1 企業連合体から申請）
11 月 5 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
6 日	指定管理者候補者選定審査会結果を市長へ報告
10 日	行政改革推進本部会議開催
12 月 4 日	平成 21 年第 7 回議会（定例会）において、「羽村市スイミングセンターの指定管理者の指定について」原案可決
平成 22 年 3 月 2 日	協定書締結
4 月 1 日	指定管理者による第 2 期の管理運営開始

(2) 教育委員会と指定管理者との協定書の主な内容

スイミングセンターを適正かつ円滑に管理するために、教育委員会は「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」と協定書を締結した。協定書に定める教育委員会と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

- ① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することにある（協定書第 2 条）。
- ② 指定期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする（協定書第 7 条）。
- ③ 指定管理者の業務の範囲は次のとおりである（協定書第 8.9 条）。

〔本業務〕

- ・ スイミングセンターの施設等の維持管理に関する業務
- ・ スイミングセンターの使用の承認、不承認及び使用の条件の変更等に関する業務
- ・ スイミングセンターの利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ・ スイミングセンターにおいて実施する健康の増進及び体力づくりの推進のための事業に関する業務
- ・ その他、スイミングセンターの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

〔自主事業〕

- ・ スイミングセンター条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

- ④ 教育委員会が行う業務の範囲は以下のとおりである（協定書第 10 条）。

- ・ 不払い利用料金の強制徴収業務
- ・ 管理施設の目的外使用許可
- ・ 不服申立てに対する決定

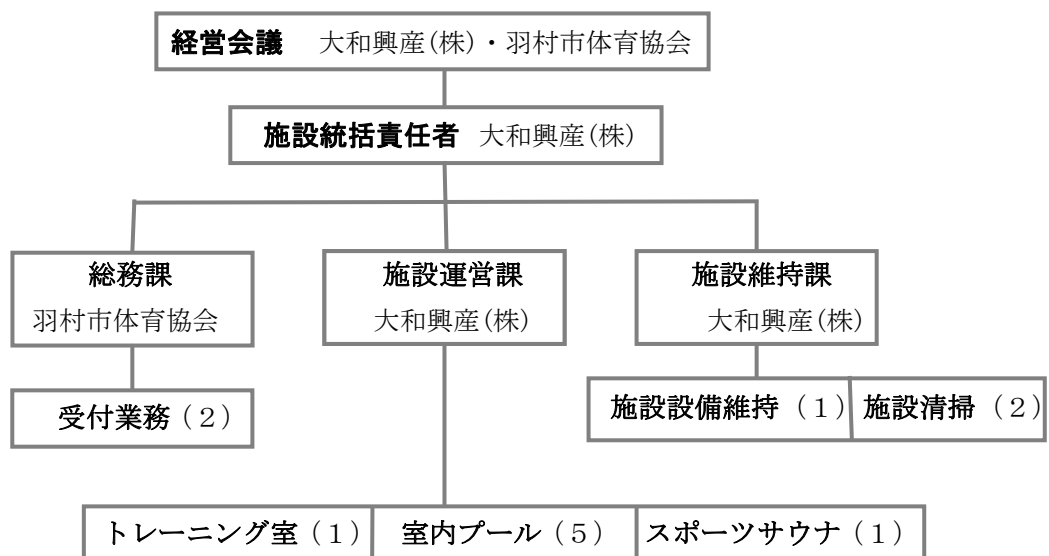
- ⑤ 利用料金は、指定管理者の収入とし、スイミングセンター条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする（協定書第 29. 30 条）。

- ⑥ 教育委員会から指定管理者に支払う指定管理委託料は、次のとおりである。また、この指定管理委託料を12で除した額を毎月支払うものとする（協定書第27条）。
- ア 平成22年度 69,994,000円
 - イ 平成23年度 68,899,000円 ※ 消費税、地方消費税を含む。
- ⑦ 教育委員会の負担する経費等は、下記のとおりである。
- ア 1件50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理施設及び管理物品の修繕に要する経費。（協定書第17条）。
 - イ 管理物品の主要備品一覧に記載されている1件10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の備品の購入又は調達に要する経費（協定書第21条第3項）。
 - ウ 火災保険料及び施設賠償責任保険料（協定書第35条）。
- ⑧ 管理物品は、指定管理者に無償貸与する（協定書第21条）。

3 事業概要

(1) 組織

スイミングセンターの管理運営は、「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」が行っている。組織体制は以下のとおりである。



※上記の()内の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員人数とは異なる。

(2) 事業の内容

スイミングセンターの管理運営は、民間事業者の方向から市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することに目的はある。指定管理者の主な業務は、施設の維持管理に関する業務、個人や団体の使用の承認、利

用料金の収納に関する業務、健康の増進や体力づくりの増進のための事業に関する業務である。

指定管理者は事業の基本方針として、顧客第一主義、効率的・経済的な運営、利用者の増大、緊急対応、利用者の公平性の確保を掲げ、これまで施設管理運営で培ったノウハウを生かして、利用者に喜ばれるより一層充実したサービスを提供し、利用者の満足を第一に考えることに努めた施設運営を実施することで、スイミングセンターの目的の実現を目指している。そのため、利用者の利便性を高めるための飲食料の自動販売機設置や水泳帽子、水着、ゴーグル、タオル等はもとより、さらにシューズやトレーニングチューブ、バランスボールなど販売品を充実させ、スポーツ活動の最新情報の提供場所として好評を得ている。また、利用者からの意見や要望を取り入れるための「ご意見投書箱」の他に、ホームページにも「ご意見コーナー」を設置している。

安全対策面では、「安全管理マニュアル」を基本に、接客サービスや安全衛生管理を含む知識や技能を研修で修得し、緊急時の利用者の安全確保に努めている。

事業実施については、公共施設としての観点から「利用者の公平性」を維持するため、「サービスの質」「サービスの量」「利用機会の均等」を基本に事業を継続するとともに新たな事業を展開し、たくさんの市民に利用機会が提供できるよう各種イベントや教室、PRを行っている。

なお、平成 22 年度に実施した事業の状況は、下表のとおりである。

■ 大和興産自主事業（プールでの初回申込制による事業）

事業名	内容・一人当たりの参加費等	参加者	参加費計
特設小学生水泳教室 (全面)	2時間×3回、参加費 3,000 円	16 人	48,000 円
短期特設小学生水泳 教室 (2 コース)	2時間×4回、参加費 3,500 円	15 人	52,500 円
特設小学生水泳教室 (1 コース)	1時間×4回、参加費 1,750 円	25 人	43,750 円
小学生水泳教室 (3 コース)	4時間×8回、参加費 5,000 円 4時間×4回、参加費 2,500 円 (短期) 東日本大震災による休館のため3回 中止・返金 (短期)	727 人 132 人	3,635,000 円 330,000 円 ▲247,500 円 3,717,500 円
大人水泳教室 (3 コース)	2時間×8回、参加費 6,500 円 2時間×4回、参加費 3,500 円 (短期) 東日本大震災による休館のため3回 中止・返金 (短期)	123 人 38 人	799,500 円 133,000 円 ▲55,125 円 877,375 円

スイスイ Kid's (2コース)	1時間×8回、参加費 3,500 円	276 人	955,100 円
	1時間×4回、参加費 3,500 円 (短期) (Hamura. S. C 水泳帽提示者 100 円引き) 東日本大震災による休館のため2回 中止・返金 (短期)	45 人	86,300 円 ▲45,000 円 996,400 円
計		1,397 人	5,735,525 円

■ 大和興産自主事業

事業名	内容・一人当たりの参加費等	参加者	参加費計
誰でもスキルUP レッスン (プール)	50分、参加費 500 円	674 人	337,000 円
タイムトライ& レッスン (プール)	2時間 (4月終了)、参加費 500 円	13 人	6,500 円
体育の日企画 「ソフトエアロ」 (トレーニングルーム)	1時間、参加費無料	9 人	——
体育の日企画 「大人・子供水泳教室」 (トレーニングルーム)	1時間、参加費 500 円	大人 6 人 小人 4 人	3,000 円 2,000 円 5,000 円
クリスマス企画 「か たんたんエクササイズ」 (トレーニングルーム)	1時間、参加費 500 円	5 人	1,500 円
ソフトエアロ (トレーニングルーム)	1時間、参加費 500 円	191 人	94,500 円
シェイプアップタイム (トレーニングルーム)	45分、参加費 300 円	229 人	62,600 円
かんたんボクササイズ (トレーニングルーム)	1時間、参加費 500 円	468 人	226,500 円
シェイプボクシング (トレーニングルーム)	1時間、参加費 500 円	383 人	188,000 円
かんたんコアエクササイズ (トレーニングルーム)	1時間、参加費 500 円	168 人	75,600 円
ヒップホップダンス (トレーニングルーム)	1時間、参加費 800 円	180 人	124,700 円
リフレッシュエクササイズ (トレーニングルーム)	1時間、参加費 300 円	156 人	63,200 円
元気アップ親子体操 (トレーニングルーム)	1時間 (7月終了)、参加費 800 円	32 人	2,800 円
ゆったり健康ヨガ (第二会議室)	1時間、参加費 800 円	397 人	289,600 円

コアボディケア (第二会議室)	1時間、参加費 800 円	402 人	298,400 円
いきいき健康サークル (第二会議室)	1時間、参加費 500 円	298 人	143,000 円
ベーシック・ヨガ (第二会議室)	1時間、参加費 800 円	367 人	272,000 円
アロマヨガ (第二会議室)	1時間、参加費 800 円	598 人	418,400 円
計		4,580 人	2,609,300 円

※ キャンペーンによる割引があるため、[参加費×参加者=参加費計]とはならない。

■ 羽村市体育協会事業

事業名	内容・一人当たりの参加費等	参加者	参加費計
アクアビクス (プール)	50分、参加費プール券購入	549 人	——
水中ウォーキング講 習会 (プール)	50分、参加費プール券購入	33 人	——
計		582 人	——

(3) 施設利用者数の状況

スイミングセンターの施設利用者数の状況は、第 1.2.3 表のとおりである。

指定管理者第 2 期に移行した平成 22 年度の施設利用者数は、年間 139,266 人で、前年度（平成 21 年度：140,854 人）と比べて 1,588 人（1.1%）減少している。これは猛暑の影響で夏季の利用者数は 6 月から増加傾向となったものの、東日本大震災の影響で 3 月後半が休館になったことが考えられる。

しかし自主事業参加者は（第 4 表）、プール新規教室の拡大や休館日を利用した教室実施、団体へのコース貸しの他、トレーニングルーム・会議室事業でもプログラム数の増加・見直しや期間を限定した特別企画により、新規客・リピーターの獲得を増やすことができ、前年度（平成 21 年度：11,309 人）と比べて 1,747 人（15.4%）増加し、好評を得ている。

平成 23 年度上期の施設の利用状況を前年度上期と比較してみても、トレーニングルームの利用者は減少しているものの、プールの利用者が個人・貸切を合わせて 2,944 人増え、その中でも貸切利用者が 2,554 人を占めている。これは前に述べた自主事業の拡大により増加したものと判断でき、指定管理者の集客への努力が実を結んでいるとみられる。

第1表 個人利用状況

(単位:人)

	H21年度	H22年度	比較	H22上期	H23上期	比較
セット券	43	—	▲43	—	—	—
プール	79,217	77,579	▲1,638	52,153	52,543	390
トレーニングルーム	25,767	23,178	▲2,589	12,586	11,344	▲1,242
サウナ	6,444	6,324	▲120	3,316	3,488	172
合計	111,471	107,081	▲4,390	68,055	67,375	▲680
開館日数	314	297	▲17	160	158	▲2
1日平均利用人数	355	361	6	425	426	1

第2表 貸切利用状況

(単位:人)

	H21年度	H22年度	比較	H22上期	H23上期	比較
プール	25,498	27,719	2,221	13,211	15,765	2,554
会議室	3,885	4,466	581	2,520	2,368	▲152
合計	29,383	32,185	2,802	15,731	18,133	2,402
開館日数	314	297	▲17	160	158	▲2
1日平均利用人数	94	108	14	98	115	17

第3表 個人・貸切利用状況

(単位:人)

	H21年度	H22年度	比較	H22上期	H23上期	比較
合計	140,854	139,266	▲1,588	83,786	85,508	1,722
開館日数	314	297	▲17	160	158	▲2
1日平均利用人数	449	469	20	524	541	17

第4表 自主事業参加者数

(単位:人)

	H21年度	H22年度	比較
自主事業参加者数	11,309	13,056	1,747

(4) 収支の状況

スイミングセンターの平成22年度収入支出決算状況及び平成23年度上期収入支出決算見込(消費税込)は、第5表のとおりである。

平成22年度の収入決算額は、1億175万1,680円である。このうち市からの委託料は6,999万4,000円で、収入総額に占める割合は68.8%である。また、利用料金等の収入は2,455万230円で収入総額に占める割合は24.1%、印刷用紙代金の収入は4万6,970円、水泳教室等の自主事業による収入は716万480円で、収入総額に占める割合はそれぞれ0.1%、7.0%である。

支出決算額は9,901万8,756円で、その主なものは人件費の4,220万6,306円、光熱水費の4,002万2,320円、維持管理費の975万7,060円で、支出総額に占める割合はそれぞれ42.6%、40.4%、9.9%である。

収支決算額は、273万2,924円の黒字決算となっている。

平成23年度上期(4～9月)の収入決算額は、5,482万6,543円である。このうち市からの委託金は3,444万9,000円で、収入総額に占める割合は62.8%である。また、利用料金等の収入は1,445万6,030円で収入総額に占める割合は26.3%、印刷用紙代金の収入は2万6,230円、水泳教室等の自主事業による収入は589万5,283円で、収入総額に占める割合はそれぞれ0.1%、10.8%である。

支出決算額は4,884万9,793円で、その主なものは人件費の2,213万5,450円、光熱水費の1,812万756円、維持管理費の472万6,867円で、支出総額に占める割合はそれぞれ45.3%、37.1%、9.7%である。

収支決算額は、597万6,750円の黒字を見込んでいる。

第5表 収入支出決算状況(平成22年4月1日～平成23年9月30日)

収支状況(消費税込)

(単位 金額:円、率:%)

項目	平成22年度		平成23年度		
	全期	構成率	上期(4-9月)	構成率	
収入の部	市委託料	69,994,000	68.8	34,449,000	62.8
	利用料金等収入	24,550,230	24.1	14,456,030	26.3
	印刷用紙代金	46,970	0.1	26,230	0.1
	自主事業収入	7,160,480	7.0	5,895,283	10.8
	合計(A)	101,751,680	100	54,826,543	100.0
支出の部	人件費	42,206,306	42.6	22,135,450	45.3
	維持管理費	9,757,060	9.9	4,726,867	9.7
	修繕費	1,521,302	1.5	878,703	1.8
	光熱水費	40,022,320	40.4	18,120,756	37.1
	運営事務費	5,511,768	5.6	2,988,017	6.1
	その他	0	0.0	0	0.0
	合計(B)	99,018,756	100	48,849,793	100.0
収支差引(A)-(B)	2,732,924		5,976,750		

4 総括

スイミングセンターの指定管理者である「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、適切に処理されているものと認められた。

また、所管課においても、毎月定期的開催される連絡調整会議で指定管理者職員から事業報告を受けるとともに協議を行うなど、履行確認及び指導監督は適切に行われていた。

スイミングセンターに指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と、競争原理による経費の削減を図るためである。その意味で、スイミングセンターの第2期の指定管理者に「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」を指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

◆指定管理者制度の導入効果について

スイミングセンターに指定管理者制度を導入し第 2 期目を迎え、安定した運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。指定管理者は仕様に沿った施設運営を行い、市民の立場に立って創意工夫した管理運営がされており、また、施設の安全性や衛生管理についても重点的に取り組んでおり、その実績は、所管課との信頼関係が築かれていることから伺える。

経営面は、市が指定管理委託料を支払い、経営支援しているものの、平成 22 年度の収支では 273 万 3 千円黒字決算となっている。これは指定管理委託料が前年度と比べ 157 万 7 千円減少し、施設利用者数も 1,588 人減少する中、サービスの質を落とさずに収支をマイナスにすることなく管理経費の削減を図り、効率的運営に努められていることが推察される。また経費の削減だけでなく、平成 23 年度上期（4～9 月）の自主事業による収入が大きく増加していることから分かるように、収入の面においても指定管理者の努力を評価するところである。

今後も引き続き安全・安定的な本制度の導入効果を維持し、公の施設としての安全性を確保し、より質の高いサービスの提供が図られることを期待するものである。

◆スイミングセンターの利用者増進に向けて

施設利用者数が減少している中で、指定管理者は利用者増進のための取組みとして、自主事業の拡大、PR の実施など創意工夫した営業活動を行っている。その結果、自主事業の新規客やリピーターの増加などが、自主事業収入の増加につながっており評価するところである。

しかし、施設の利用者増進のためには、市も指定管理者を適切に指導監督するだけでなく、共に知恵を絞り指定管理者との協働・連携により更なる利用者増進のために行動することが求められる。自主事業の新規客・リピーター増による自主事業収入増からも分かるように、利用者の増加は収入増になり、将来的には指定管理委託料にも反映され、相互に効果をもたらすことにつながる。よってスイミングセンターの利用者増進に向けては、指定管理者の今までの実績を活かした自主事業の拡大など創意工夫した営業活動と併せ、市も受益者負担や、これまで以上に経費を合理化するなど、より一層の柔軟な取組み（企業努力）が必要なものと考ええる。

◆施設の修繕計画について

スイミングセンターも平成 3 年に開設してから 20 年が経過するが、施設全体の修繕等、また開設後の経過年数と合わせ、水に対する設備という特殊条件を考慮した各種設備機械・配管のメンテナンスや交換は適切に実施されていると推察できる。そのような中で、20 年間も大きな事故はないということは、指定管理者・市、双方の職員の努力が実っていると評価するところである。

財政の厳しい状況の中ではあるが、公の施設としての安全性を第一に確保し、市民の健康で文化的な生活を維持するためにも、施設の修繕計画を継続して市と協議すべきと考ええる。

また、施設の延命のためには、何よりも日ごろの管理・点検が重要である。指定管理者の「早期発見・早期対応」による施設の維持管理業務の更なる推進を期待するところである。